

様式①

児 童 生 徒 保 護 者 様

学校において予防すべき感染症に伴う出席停止について

山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園
校 長 中 村 知 佳

学校において予防すべき感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条により出席停止となります。該当する感染症と診断された場合は、自宅で十分に休養をとってください。

出席停止期間の基準は表のとおりですが、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められたときは、この限りではありません。

登校する際には、「学校において予防すべき感染症に関する証明書」*インフルエンザの場合は、「学校において予防すべき感染症に関する報告書（インフルエンザ）」、新型コロナウイルス感染症の場合は、「学校において予防すべき感染症に関する報告書（新型コロナウイルス感染症）」、第3種その他の感染症（*）の場合は、「学校において予防すべき感染症に関する報告書」を提出してください。

証明書、報告書についてはホームページ上でダウンロードすることができますので、使用ください。

別表

分類	種類	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重傷急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発熱した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	全ての発しんが、痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
第3種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス及びパラチフス	
	流行性角結膜炎	「その他の感染症（*）」については、必要に応じ学校長、学校医の意見を聞き、出席停止の措置をとることができる疾患です。
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症（*）	